

## CONTENTS

平成16年度予算を可決 .....	2
こんなことが決まりました .....	3
討 論 .....	5
こんな質疑がありました .....	5
一 般 質 問 .....	6
審議された案件 .....	8
編 集 後 記 .....	8

発 行 者	片 品 村 議 会
発行責任者	田 邊 順 一 夫
編集委員	◎ 入 澤 登 喜 夫
	○ 星 野 育 政 幸
	角 田 政 幸
	星 野 幸 夫
印 刷 所	有限会社 野 村 印 刷 所

# 片品村

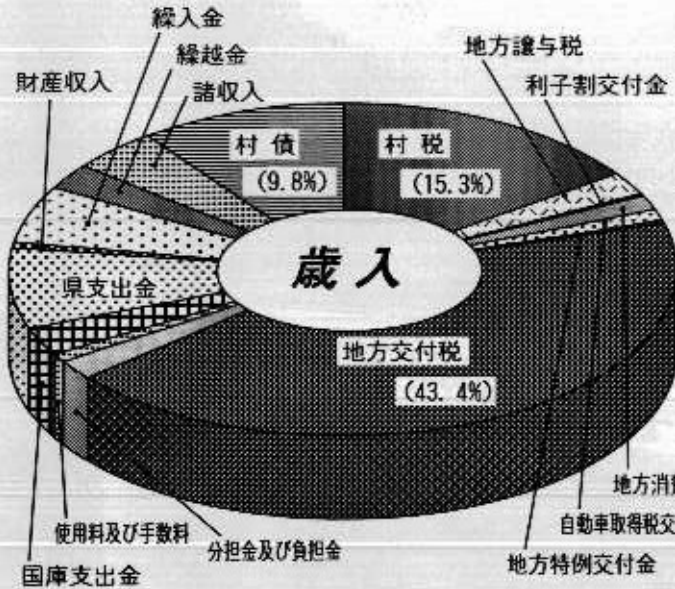
# 議会だより

PHOTO  
今秋開通予定の新宇毛内橋

平成16年5月31日発行

第100号

# 平成16年度 予算を可決



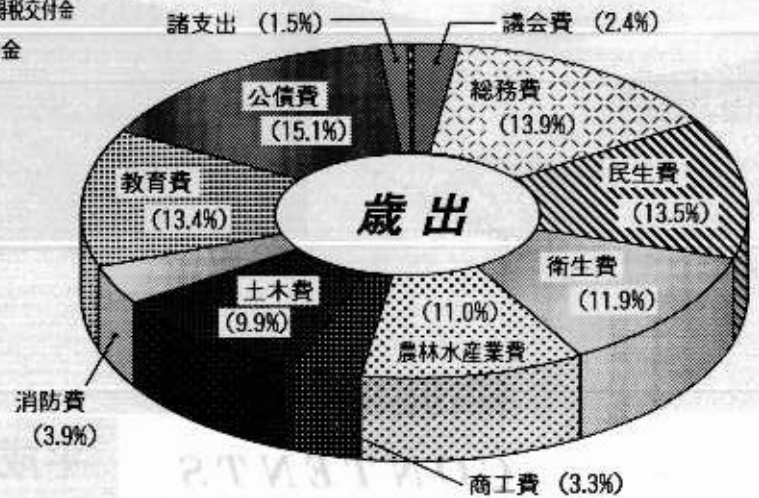
3月の定例議会において、平成16年度の一般会計及び特別会計の予算が可決されました。

一般会計は総額35億7,400万円で、前年対比で4億1,300万円、10.4%の減額となりました。

歳入では地方交付税が全体の43.4%を占め、次いで村税(15.3%)、村債(9.8%)の順となっています。

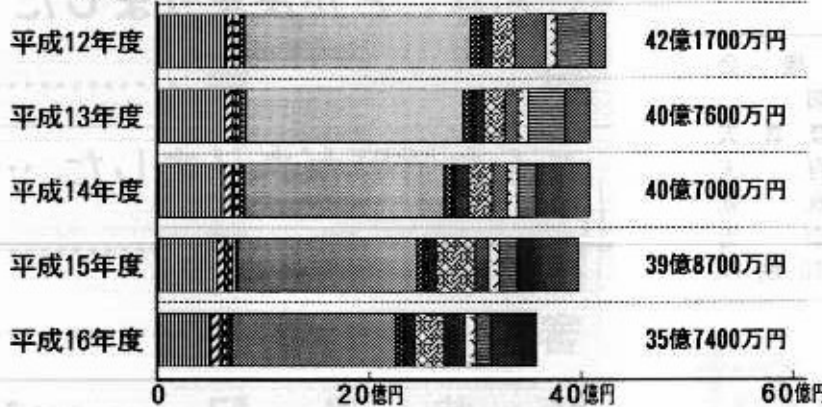
また、歳出では公債費が全体の15.1%で、次いで総務費(13.9%)、民生費(13.5%)、教育費(13.4%)、衛生費(11.9%)等が主なものとなっています。

**一般会計予算  
35億7,400万円**



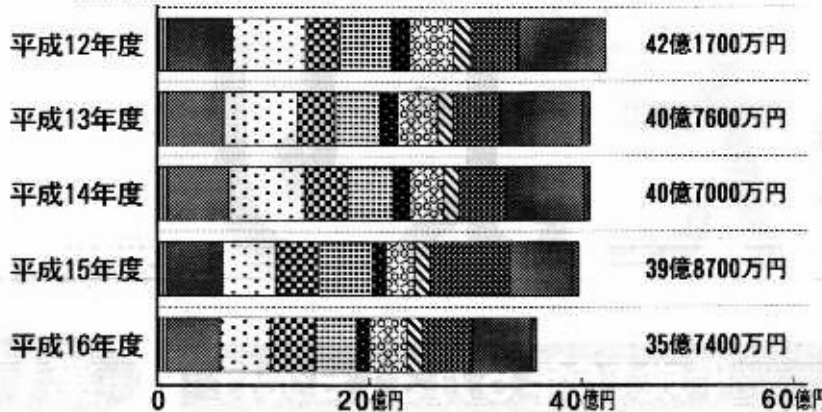
予算額の推移 (一般会計)

## 歳入



■ 村 税	■ 使用料及び手数料
■ 地方譲与税	■ 国庫支出金
■ 利子割交付金	■ 県支出金
■ 地方消費税交付金	■ 財産収入
■ 自動車取得税交付金	■ 繰入金
■ 地方特例交付金	■ 繰越金
■ 地方交付税	■ 諸収入
■ 分担金及び負担金	■ 村債

## 歳出



■ 議 会 費	■ 教 育 費
■ 総 務 費	■ 公 債 費
■ 民 生 費	■ 諸 支 出
■ 衛 生 費	■ 予 備 費
■ 農 林 水 産 業 費	
■ 商 工 費	
■ 土 木 費	
■ 消 防 費	



# いんぎんが決まりました

## 片品村の市町村合併に反対する 請願書は不採択となりました

昨年十一月に「片品村の市町村合併に反対する請願書」が議会に提出されました。事務の手續上、十二月定例会で審議することができまじりましたが、本年二月九日の臨時会において議員全員で構成する合併問題特別委員会が設置されるとともに同委員会にこの請願書が付託されました。その後、数回の委員会での審議を経て、三月定例会に委員会から報告書が提出されました。本会議での採決の結果、この請願については不採択となりました。なお、委員会での審議の経過は次の報告書のとおりです。

### 委員会審査報告書（要旨）

一、議案の名称  
請願第一号、片品村の市町村合併に反対する請願書

二、審議の経過及び意見  
特別委員会の審議は、財政推計の検証と現実予算との対比を中心に村長の考え方及び対応を聞くとともに、本委員会に付託された請願について二月九日、二月十六日、二月二十七日及び三月二日、三月五日、計五回の特別委員会を開催しまして市町村合併問題と合わせて審議いたしました。この過程において、第三回と第五回には、請願者の代表者四名に傍聴の許可案内を通知してそれぞれの委員会に三名の請願者代表が傍聴いたしました。委員会での主な意見は、今後の国の施策の方向から見ても本村が自立して行くのは難しいという意見と、自主自立して行く方が住民のために有利であるとの意見とに分かれました。

三、審議の結果  
以上のように審議経過を踏まえて、意見が分かれたため当委員会に諮ったところ、採決に至りました。採決の結果、第一号については不採択すべきものと決定いたしました。

## 四役の給与を減額

特別職の報酬等の改定については、昨年も見直しを行いました。行政改革や財政状況等勘案して、常勤特別職の給料について、特別報酬等審議会に諮問をしたところ、二月二十六日に審議会が開催され答申を受けました。これに基づいて、常勤特別職の給料を改正するもので、更に五割削減されることになりました。

### ○村長、助役、収入役等の 諸給与条例の一部を改正する条例

特別職の給与月額については、村長が七二一、〇〇〇円から六七六、〇〇〇円に、助役が五七二、〇〇〇円から五四三、〇〇〇円に、収入役が五三三、〇〇〇円から五〇六、〇〇〇円にそれぞれ改正（減額）されました。

### ○教育長諸給与条例の 一部を改正する条例

教育長の給与月額については、五二二、〇〇〇円から四九五、〇〇〇円に改正（減額）されました。

## 村づくり観光課が 設置されました

国の行財政改革計画により、地方分権は益々進展する中で、各地方自治体は個性ある地方自治体を作り上げるのが重要となっています。それには、できるだけ充実した組織を作る必要があるということで、今回の改

正により企画部門と観光課が統合されました。なお、機構改革については庁内の機構改革検討委員会で進められていますが、平成十六年度中には庁内全体についての機構改革を進めて行く予定のことです。

### ○片品村課設置条例の 一部を改正する条例

村政の中核機能である総合企画調整部門について、重点に進めるために、現在、総務課にある企画部門を観光課と統合し、「村づくり観光課」として改められました。

## 村内すべての金融機関で 利用ができます

片品村生活環境整備推進資金融通特別措置条例については、従来その取扱金融機関が片品農協だけでしたが、群馬銀行並びに利根郡信用金庫に取扱金融機関となっていたくよう働きか

けたところ、それぞれの金融機関から既存の貸出制度でなら協力できる旨の回答がありました。これに基づいて、同条例が一部改正されました。

### ○片品村生活環境整備推進資金融通 特別措置条例の一部を改正する条例

この条例は排水施設の新設や改良等の整備を行う方に対して、低利の融資が行われるよう利子補給の措置を講じるものです。対象者は農業集落排水事業に加入した方、北部の特定環境保全公共下水道に加入した方、そして、村の補助を受け、合併処理浄化槽を設置する方となっています。

（償還方法等は各融資期間の定める条件によります）



# 平成十五年度の一般会計の補正額は五六〇万円の減額

## 一般計補正予算(第四号)

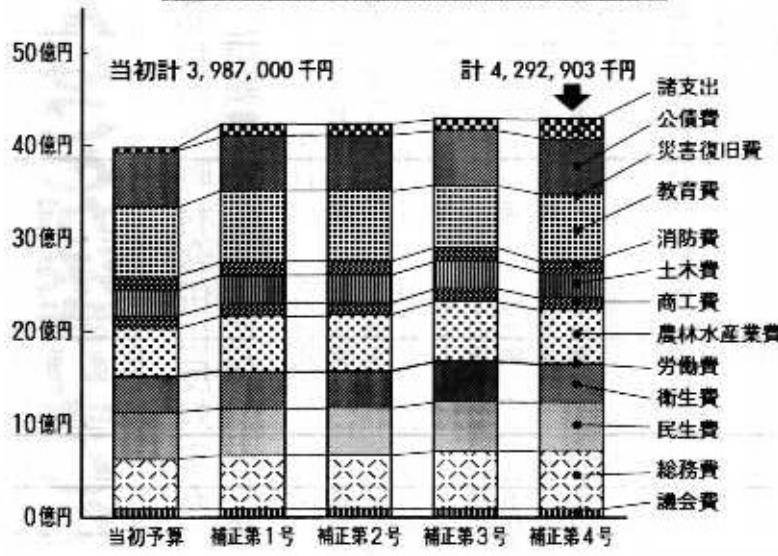
今回の補正は、一般会計で合わせて△五六〇万八千円の減額となり、予算総額は四二億九、二九〇万三千円となりました。

歳入の主なもの、村税一、八五二万八千円、国庫支出金六一三万三千円、村債六一〇万円等を増額し、県支出金△三、一三九万六千円などを減額するものです。

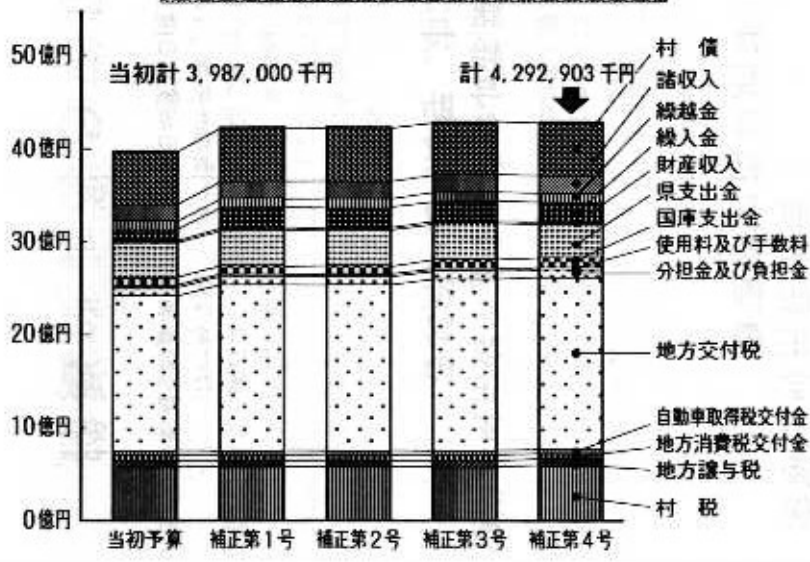
また、歳出の主なものは、総務費四、七四六万六千円、諸支出一億〇、九六〇万円の増額とその他は減額をするものです。

一般会計補正予算(第四号) 歳入及び歳出(単位:千円)  
 補正前四二億九八五万一千一  
 補正額 △五六〇万八  
 補正後四二億九二九〇万三

### 一般会計歳出予算額の推移



### 一般会計歳入予算額の推移



補正内容の主なものは、歳入では、村税、国庫支出金、村債の増額や、主に農業関係の補助金としての県支出金の減額のほか、利子割交付金△二二万八千円、諸収入△一四四万三千円の減額などです。

歳出では、基金積立金としての総務費の増額及び観光事業特別会計への補助金としての諸支出の増額のほかは、事業が終了したこと等により減額をするものです。

### 各特別会計の補正予算

- ・ 国民健康保険特別会計補正予算(第二号) 六億四、八九七万円(一、八六九万八千円の減額)
- ・ 老人保健特別会計補正予算(第二号) 六億八、四四一、六六千円(四万九千円の増額)
- ・ 簡易水道事業特別会計補正予算(第三号) 一億一、一五二、二千元(三九一、六六千円の減額)
- ・ 村営観光施設事業特別会計補正予算(第一号) 一億三、一七四、三千元(一、三六〇万円の減額)
- ・ 農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号) 一億三、一七四、三千元(一、三六〇万円の減額)
- ・ 下水道事業特別会計補正予算(第三号) 一億〇、〇一六、四千元(八、七五八万四千円の減額)
- ・ 介護保険特別会計補正予算(第三号) 二億七、八二六、六千元(一、七四四万円の減額)

### その他の主な議決事項

#### ◆ 現大字名「戸倉」を「尾瀬」に変更して頂きたい要請

戸倉地区から出されたこの請願については、委員会及び本会議で審議が行われました。

戸倉地区は尾瀬の貴重な資源を生かして観光を主体にして生活を営んでいる方が多くいます。全国に知ら

この請願は採択されました。以上のようなことから、この請願は採択されました。

#### ◆ 国道四〇一号線新井地区拡幅工事請願書

この請願についても、委員会及び本会議で審議が行われました。

地元において集落内は狭小であり、生徒・児童の通学や住民の安全管理上からも危険であるため、道路拡幅問題の検討を重ねた結果、道路整備を行う方向で意見が集約されました。こうした準備を重ねてきた経過の

本村においても道路整備は必要不可欠でありますし、地元住民の安全と地域振興を図る観点からも必要であるという意見がありました。以上のようなことから、この請願についても採択されました。



# 平成十六年度一般会計予算に

## 〔反対〕

萩原 日郎 議員

この予算案が去る三月九日に上程され、その後の説明、質疑等の中で、また、ただ今の質疑の中で次のことが明らかになった。それは本来予算とは収入と支出のバランスを保って組まれるものであるのに、この予算案では当然支出が見込まれるのに一億円を超える金額が組み込まれていないということである。質疑の中で今後の収入見込み等が言われたが、本来、当初予算の中で支出が見込まれるものは当然基金の取り崩しであるかということでも組み込まれているのが普通だと思う。

私は現在この片品村で村民や議会の意見が二分している重要な問題点、財政は心配ないから自立できるという意見と自立は無理だから合併の道を探るべきとの意見の中で、財政の実態をカムフラージュしたのと思えてならない。

従って本予算案は本案の中でも、また他会計との関係においても著しく整合性を欠いた欠陥予算であると判断する。これを早急な是正を求めて全村民がこぞって現実を認め合えるように願って、この予算案に反対。

## 〔賛成〕

千明 金造 議員

不況の中で自主財源あるいは地方交付税を始めとする依存財源においてもなかなか額の確定が難しい中で、近年こうした形で当初予算の歳入は極力厳しく自積もって、そしてまた補正を取って村政運営をしているのが実状である。

例を上げると平成十二年度的一般会計予算において当初の予算が四億一、七〇〇万円に対して、補正の中で地方交付税の確定や基金あるいは村債等により歳入総額は五億五、〇〇〇万円を超え、一〇億円を超える増額補正がなされているのが現状である。これは十三年度においても同様であり、そうした形で村政運

営をしているのが実状である。私はなぜ今回だけがこのような大きな問題になるのか不思議でならない。特に当初予算は村民生活に直結する重要な予算であり、村民の大きな希望も盛り込まれている。

県代行事業を一方的に外され事業が白紙に戻りかけた摺り橋の問題についても関係者の何度もの陳情により、この予算の中に国の補助事業として、この橋の建設のための三、五〇〇万円余りの予算も計上されている。また、この当初予算に

# こんな質疑がありました

### 諮問がないと 審議会が開けない と聞いているが

〔質問〕(萩原一志議員)

この(景観)審議会の委員には制約というかある程度の縛りがあるように感じている。条項の中にも村長より指導、助言または勧告を行う場合には必要に応じ意見を述べることができるといふことがある。

前にこの審議委員会を開いた時に、村長からの諮問を受けなければ審議会が開けないというような、この部分を改正していただかなければ委員会がなかなか活動できないということが話し合われたと記憶している。

は、スキー場連絡協議会や旅館民宿組合連合会の開催要請を受けて本年まで六年余りその実施に向けて村も事業を進めてきた、本年度のインターハイ、更には来年度行われる国体に向けての重要な予算も組み込まれている。

そうした村民の願いに配慮するためにも、この当初予算が速やかに成立することが村のため、村民のためと考え本予算案に賛成。採決の結果、この予算案は賛成多数で可決されました。

# こんな質疑がありました

### 今の条例で人数を増やす ということだけでは、今現在 行われている活動が何ら変 化がないと思う。活動する 状況において何ら変化がな いとするとな数の上限の増 加ということはいかがなもの かと思うが。

〔質問〕(萩原一志議員)

後日、検討して  
行きたい

こういって制約等については検討し、更に景観条例に沿った活動が円滑になされるように考えて行きたいと思っている。

いのではないかと、あるいは今日の採決ということではなくて十八日等に持ち越して、これを十分定例議会中に審議をして、また必要な条文をこれに追加するという措置を取らないと、人数を増やした委員も次の六月定例議会までそういった活動ができないように考えられるのだが。村長の見解を。

〔質問〕(萩原一志議員)  
更なる審議が必要と思われ、これを総務文教常任委員会に付託をしていただいて審議をお願いしたい。

〔質問〕(角田政弘議員)  
谷景観条例の一部を改正する条例については、総務文教常任委員会やその後の本会議で再度審議が行われましたが、採決の結果、否決されました。

一般会計からの  
繰入金と観光事業  
会計の繰入金に  
差があるが

〔質問〕(萩原一志議員)  
村営観光施設事業へ繰入金として五、五〇〇万円が計上されているが、その村営観光施設事業の方の受入れが二億二、〇〇〇万円となっており、一億六、五〇〇万円の受入れと繰出側の差があるように思うが。

# 補正の段階で交付金等で充当して 行きたい

〔質問〕(総務課長)

限られた予算の中で、三〇〇件近くある地域の要望にできるだけ応えたいというのが基本的な考え方であるが、そうすると他の部分がありえないという結果になる。予算の編成上色々苦慮している訳だが、財源については、特別交付税等が三月に決定するし、基金の積立金や繰越金といったものを見ながら、残りの部分については補正の段階で充てて行けるという見通しに基づいて予算の編成をしているのが現状である。

〔質問〕(角田政弘議員)  
花の駅管理委託料等も不足していると思うし、村営企業への繰出しと合わせて二億円強の歳入不足だと思いが、補正で基金の取り崩しなどで補填して行くということか。

〔質問〕(総務課長)  
財政調整基金については、できるだけ手をつけたいように進めて行きたい。

特別交付税は  
どのくらい見込んで  
いるのか

〔質問〕(萩原日郎議員)  
特別交付税の決定が年度末になってくるといふことだが、金類的にはどの程度見込まれるのか。

# 討 論

討論とは、現に議題となっている事件に対して、自己の賛成または反対の意見を表明することです。

一億五千万円ほどである

【答弁】(総務課長)

特別交付税については、最終決定として約一億五、〇〇〇万円ほど予定している。

【質問】(萩原日郎議員)

当初の予算の中では、特別交付税は一切見込んでいないが、後にはそういうものが出てくるだろう、ということか。

【答弁】(総務課長)

特別交付税は当初で五、〇〇〇万円を計上しているが、決定額としては一億五、〇〇〇万円を見込んでいます。

審議会委員の報酬は?

【質問】(吉野賢治議員)

村長の説明では、(財政問題審議会の)委員五人の選定については議会側と相談の上決定するというのだが、そのとおりでよろしいか。

条例により

協議して定める

【答弁】(村長)

全くそのとおりである。これは大切な問題であり、当然、議会と行政とは一体となってこういふことを真剣に考えて行かなければならないと考えているので、人選等についてもご相談申し上げて進めて行きたい。

【質問】(吉野賢治議員)

過日の委員会の中で、五人の委員に対しては報酬を与

えたいという村長の考えのよりに聞いているが、そのことに関してお聞かせ願いたい。

【答弁】(村長)

ご存じのとおり、条例の中で日当あるいはそれにかかる費用といったことが既に決定されているので、そういった形で進めて行きたいと思っています。

委員としての身分保障ということもあり、諮問した時には公人として色々の部分でそうした保障をしていきながら、委員としての答申をお願いしたいと思っています。

【質問】(吉野賢治議員)

年に何回開くとか、そういうことはまだ未定だと思うが、報酬については年俸にするのか月額で決めるのか、その辺を伺いたい。

【答弁】(総務課長)

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において、特別職の職員以外の特別職の職員の報酬については別表の報酬の均衡を考慮して任命権者が協議して定める、ということなので、これ以外の非常勤の特別職の報酬については特別職の額の均衡を見て協議して定めるということになる。

ほとんどの審議会関係の委員については現状だと月額九、六〇〇円となっているので、それを参考に決めていくことになると思う。

【質問】(吉野賢治議員)

行政改革についても、行

政側はしっかりと足元を見据えた中で、片品村の地域づくりというのを年頭に置いて進めてもらいたい。

企画部門は総務課で良いのでは

【質問】(吉野賢治議員)

村づくり観光課の設置ということだが、総務課から何人くらい異動させるつもりなのか。

新たな観光を

考えて行きたい

【答弁】(総務課長)

今検討中だが、総務課では企画部門を一人専任で一人兼務でやっているの、企画を充実させるためにはもう一人くらいを増員して充実をさせて行くということになるかと思う。

【質問】(吉野賢治議員)

企画部門は、総務課で良いのではないかと思う。村づくりというのを考えると大変範囲が広い。観光や農業、そして色々な産業、また福祉の問題など、村づくりという関係はどこまでの幅で考えていいか分からないが、村づくりというからには、かなりの数もいなければ立案もできないと実施もできないと思う。

村づくり観光課という名前を付けたからには、これからどういう方向に持って行くつもりなのか。

【答弁】(村長)

今までは観光というのと、大自然の恵みや恩恵を受け

てスキーあるいは尾瀬や武尊、白根山、といった自然の資源を活用してきた訳である。しかし、現在までやってきたことを振り返ってみると、自然というのは何か、つまり自然を守って来たのはここに生活を営んでいる村民であり、そして自然とともに村民は共生してきたということがある。

そう考えると、もはや、あそこ自然この物というところではなく、ここに生きてきた村民そのもの、生き様が観光ではないかと、そういう捉え方をしている。

そして、山の自然、その中には森林や川、住民の生活している住宅あるいは出んぼや畑、そうしたものを全てが観光だという捉え方でこれから新たな観光に向けて色々考えて行きたいと思っている。

こうしたことから、村づくり観光課として企画部門を統合したいと思っている訳である。

【質問】(吉野賢治議員)

村づくりという総合的な考え方で話を進めていると思ったので、今の話では観光立村という流れの中での村づくりという、その捉え方が私と村長では見解が違ったと考える。

村づくり委員会とは別な方向での観光片品のアピールということ、村づくり観光課を設置すると受け止めたが、そういうことでよろしいか。

【答弁】(村長)

それぞれの土地に合ったものが、私たちが今まで生活してきた中にある。例えば地域の気候に合った農産物を作り、その中にはお稲荷様などの神仏等、あるいは近くには必ず湧き水等もあり、更に住居の周りに昔からある土蔵とか、そういう土地に昔からあったものも現存している訳である。また、それぞれの地区にはそれぞれの文化があり、お祭りや念仏あるいは伝統芸能など、そういったことを復活させることによって地域の産業の振興等に繋げて行く。それがつまり観光になり、それを統合することによって地域づくり・村づくりになるのだと、そういう思いである。

一般質問

一般質問とは、議事に提出され審議の対象となっている事件や執行の状況などについて、村執行部の考えをただし、あるいは事実の報告や説明を求めることをいいます。



● 林道仁加又線ゲート委託管理料金の契約解除について ●

星 長 命 議員

林道仁加又線ゲート、水道関係について、以前行った質問につき再確認したい。まず林道仁加又線ゲートの委託管理を千明氏に一月二十万円、一年間二四〇万円、無期限で委託し、管理代を平成十五年十二月まで九六〇万円支払っている件だが、この契約は不本意

だったので早く解除するよう行政側に再三求め、昨年六月頃より提案と後押しをし続けて来た。昨年十二月二日、村長の指示で私と行政側、助役及び二人の課長、そして吉野賢治議員を立会人とし、弁護士に相談をして来た。その後、昨年十二月十六日、



千明氏宛に片品村でゲートの管理はできるので、ゲート管理委託契約を解除する旨を文書で通知した。更に今年一月、千明氏とその弁護士から先の文書に対する返事が来て、契約は解除するという内容だった。

村長はこのことを弁護士に相談し、すぐに経済課長に指示し千明氏より仁加又ゲートの鍵の引き受けを受けた。以上の内容に間違いはないか。

従って林道仁加又線ゲートの管理は今後片品村が直接行い、千明氏には一切関係がなく、仁加又林道に立ち入る関係者は村の経済課に申し出て鍵を借りて入るということだと思ふ。

昨年九月に申し上げたとおり、林道仁加又線ゲートに掛かる水道本線と水源地及び水源地関係に対しては、当然、千明氏に指示と関与は認めさせないこと。また千明観光(株)の水道料は滞納となっており検討課題だと思ふが、今後の水道料金または入湯税は特別措置の制度があるのか。花の谷公園の大看板等も検討していただきたい。

**現在では経済課で管理しているが、今後とも通行規制はして行きたい**

林道仁加又線ゲート管理

林道仁加又線ゲート管理

の委託状況と、その後の契約解除に至る経過については、概ね質問の内容のとおりであるが、ゲート管理の委託契約に至った経緯としては、本林道の入口部分の土地について、沼田土木事務所長と千明氏との間で、平成十一年十一月二十九日付で取り交わされた「土地管理、所有に関する覚書」により、千明氏が管理所有する土地とされたことによるものである。

契約では平成十二年一月一日から月額三〇万円、年額二四〇万円を土地の使用と管理の報償として支払うこととし、今回の契約解除の期限、平成十五年十二月三十一日までの四年間で九六〇万円を支払った。

入口の土地については、現在沼田土木事務所において先の「覚書」の解除の手続きを進めていると聞いている。今後とも動向に注目して行きたいと思う。

今後のゲート管理に対する村の方針だが、平成十六年一月二十六日に村の鍵と取り替え、現在経済課で他の林道のゲートと同様に管理をしているが、村の簡易水道の水源もあり、急峻で安全施設も完備していないことから、今後ゲートにより一般の通行は制限して行くつもりである。

水道関係については長年の経過があり今日に至っているが、良く話し合い協議

を行っていききたい。また、入湯税については、共同浴場または一般公衆浴場に該当する施設は、村の税条例では課税免除の対象施設となっている。

ゲート関係で支払った金額は九六〇万円だが、昨年八月頃より昨年十二月までの間ゲートの鍵がほとんど閉められていたため、業者は工

### ● 村営観光施設事業の民営化・尾瀬クリンセンターのごみ処理料金の改定について ●

後藤 正一 議員

片品村の観光事業もここ数年一般会計から補填をしなければ運営できないような状態になっている。このような時は外部の力と知恵を借りるのが一番だと思ふ。

村長も広報かたしなで、行財政改革について、オグナほかかスキー場、尾瀬ロッジなども民間管理の検討が必要だと述べている。村長は民間管理をどのように進めるのか、また時期はいつ頃を考へているのか。

尾瀬クリンセンターのごみ処理料金の改定についてだが、現行の料金体系は宿泊施設・工場・食堂・飲食業・ドライブイン等は施設によって処理料金を課している。景気の低迷で宿泊客は半減となっていて定員による料金の賦課は非常に割高感を感じるものである。

事と作業のための通行ができず治山工事及び林業関係者等に多大なる損害と迷惑を掛けたことと拝察している。村長、助役、経済・建設課長等々の勇気ある決意により、契約を解除することができたことは、村民はもちろんのこと関係者の長年期期待していた懸案であり大変喜ばしく評価を申し上げたい。

また無料となっている一般家庭でも、自分で出したごみは自分で処理するという基本的なことを考えれば当然処理する料金を負担すべきものと思われる。

ごみ処理の有料化については昨年一月と二月に廃棄物減量等推進審議会で審議が行われ、有料化の方向で意見がまとまったと聞いている。六月の議会全員協議会でこの話がされたが、定例議会には提出されなかった。

ごみ処理の有料化について村長はどのように考えておられるのか。

**一番良い方法を見出すように真剣に取り組んで行きたい**

観光事業運営について

観光事業運営について

非常に厳しい状況となっている。尾瀬ロッジは入り込み客が減少する中で十二年度までは赤字にならなかつたが、十三年度から日帰りツアー等が大変多くなり、同時に至仏山が植物保護のために六月末まで入山禁止となり、こうした影響で宿泊者が減少している現状がある。

また、武尊牧場施設については経費節約のために駐車場と食堂まきばを武尊山観光に貸し付けをして収支ゼロの状況である。更にオグナほかかスキー場では、スノーボードの解禁、コンビニパークの導入等工夫をしながら営業を行い、単年度収支は多少ではあるが、プラスである。

しかし、観光施設全体では設備投資部分の返済ができない状況であり、議員の皆さん方の理解をいただき、一般会計からの多額の補助金を投入している状況である。

地域の活性化を図るためには必要な事業であり、事業の存続が地域に与える影響は非常に大きいものがある。従って事業の活性化を図るためにも創意工夫をしたいと考えている。しかし、財政の厳しい状況であるので、内容を検証し事業の遂行には民営化という方法もあると思うが、現在のように経済状況の悪い時では非常に難しいと考えている。

事業運営には色々な方法論があると思うが、一日も早く一番良い方法を見出せるように関係者とも相談しながら真剣に取り組んで行きたい。

ごみ処理料金の賦課については、一般家庭を除く事業及び営業関係として施設規模に応じての定額とさせていたでている。処理料金については、発足当時キロ当たり二円だったものを平成十年度からキロ七円に改正した。

また平成十一年度においては、国の環境基準が改正されたダイオキシン対策等の厳しい基準が定められた中で、これらの基準をクリアした焼却施設と併設したりサイクルプラザが完成し、(利根・片品)両村の一般廃棄物処理行政に貢献している。合わせて同年から、山林、河川等への不法投棄防止対策として一般家庭から排出される粗大ごみの直接搬入を無料化している。

このような経過の中で、予算に対する処理料金割合の低率と多額な公費を投入して建設した焼却施設及び最終処分場の起債償還金や維持管理費の公費負担を軽減するために処理料金で補う必要性は理解できるが、今日のような経済状況が著しく低迷している中で料金改定は、両村関係者に及ぼす影響が予想されるので、住民意識を考慮しながら執

行いたいと考えている。しかし、財政の厳しい状況であるので、内容を検証し事業の遂行には民営化という方法もあると思うが、現在のように経済状況の悪い時では非常に難しいと考えている。

行部と議会の中で充分な議論をして同一歩調で方向付けをしていきたいと考えている。

今後は両村とクリンセンター二者が一体となつてごみの合理的な減量化対策を積極的に促進して行きたい。また、処理施設を安全で永く稼働させて行くために適切な維持管理の下で修繕費等の経費削減に努めて行きたい。

なお、従来まで自主申告だった施設規模の収容人員等についても、施設管理者や民宿組合などにも協力いただき正確に把握して行きたいと思つている。

今後もこの問題は組合の議会でも出てくると思うので、その中で真剣に取り組んで行きたい。

【問】(後藤議員)

村営観光事業の民間化については早急に進められないという話だが、片品村も財政難に陥つていっていることから、村長も広報で一旦は民間管理を考へるということを発表している。できるところから手をつけていた

ごみ処理料金についても、村の財政や公平性を考へ、一日も早く見直しをするべきだと思ふ。協議は仕方ないとしても財政の問題は片品村で考へて行くべきだと思ふので、一日も早くこういうことを議題に上げて論議していただきたい。

三月定例会

(三月九日～十八日)

審議された案件

- ・請願五件
- ・村長、助役、収入役等の諸給与条例の一部を改正する条例について
- ・教育長諸給与条例の一部を改正する条例について
- ・片品村税条例の一部を改正する条例について
- ・片品村生活環境整備推進資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について
- ・片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- ・片品村花の谷景観条例の一部を改正する条例について
- ・片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- ・群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協定について
- ・群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協定について
- ・平成十六年度片品村一般会計予算について
- ・平成十六年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- ・平成十六年度片品村老人保健特別会計予算について
- ・平成十六年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- ・平成十六年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- ・平成十六年度片品村農業集落排水事業特別会計予算について
- ・平成十六年度片品村下水
- ・道事業特別会計予算について
- ・平成十六年度片品村介護保険特別会計予算について
- ・平成十五年片品村一般会計補正予算(第四号)について
- ・平成十五年片品村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について
- ・平成十五年片品村老人保健特別会計補正予算(第二号)について
- ・平成十五年片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)について
- ・平成十五年片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第一号)について
- ・平成十五年片品村農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)について
- ・平成十五年片品村下水道事業特別会計補正予算(第二号)について
- ・平成十五年片品村介護保険特別会計補正予算(第二号)について
- ・片品村行財政問題審査会設置条例の制定について
- ・片品村課設置条例の一部を改正する条例について
- ・一般質問
- ・閉会中の継続調査申し出について
- ・字句等の整理委任について
- ・「片品村花の谷景観条例の一部を改正する条例」と「請願」の一部を除き、全案件とも原案どおり可決、承認されました。

議会活動日誌

2・3	全員協議会	3・1	高等学卒業式	30	南保育園卒園式
4	尾瀬長寿会評議員会	2	正副委員長会議	//	保淵保育園卒園式
9	第1回臨時会	//	全員協議会	31	観光協会検討委員会
//	市町村合併問題特別委員会	5	市町村合併問題特別委員会	//	観光協会理事会
16	//	9	第2回定例会(閉会)	//	スキー学校閉校式
17	利根沼田広域圏議員協議会	11	総務文教常任委員会	4・1	教職員辞令交付式
17	利根郡町村議会議長会	//	民生観光常任委員会	2	水芭蕉まつり実行委員会
18	簡易水道事業運営委員会	12	産業建設常任委員会	7	高等学校入学式
//	給食センター運営委員会	//	片品中学校卒業式	//	小中学校入学式
//	国民健康保険運営委員会	16	総務文教常任委員会	12	利根郡町村議会議長会
//	観光施設事業運営委員会	17	片品村区対抗スキー大会	//	利根沼田広域圏議定例会
19	群馬県町村議会議長会総会	18	第2回定例会(閉会)	13	片品村農業協同組合総会
20~23	国休視察	22	社会福祉協議会理事会	15	戸倉ダム対策委員会
23	利根沼田学校組合議会	//	社会福祉協議会評議員会	19	群馬県町村議会議長会理事会
//	利根沼田広域圏議定例会	//	利根東部衛生施設組合議会	//	吹割の滝安全祈願祭
27	市町村合併問題特別委員会	25	小学校卒業式	22	婦人会総会
		26	尾瀬長寿会理事会	23	金精峠開通式
		29	片品保育園卒園式	//	戸倉ダム対策委員会
		//	北保育園卒園式	24	水芭蕉まつり

編集後記

◎気象庁から発表された長期予報は連日の低気圧の影響による花冷えというところだったが、概ね外れてしまったようである。全国的に好天に恵まれた四月以降は各地で気温が上昇し平年並みの暖かさとなり、山々の緑が清々しい季節となった。◎片品村内においても四月下旬からの桜の開花に始まり、水芭蕉など様々な花木も芽吹き始める今日この頃となった。自然豊かな村として活気ある季節となり、多くの観光客の来村が期待されるころである。◎さて、三月定例会では五件の陳情及び請願、八件の条例改正、規約の変更二件、一般会計及び特別会計の平成十八年度予算及び十五年度補正予算それぞれ八件、さらには片品村行財政問題審査会設置条例の制定と、盛り沢山の案件が提案され、審議・可決された。◎今定例会では新年度予算という重要な案件もあり、審議の過程で様々な意見も出されたが、原案どおり可決され成立した。今年には特に厳しい状況下での行政運営を求められる年となるため、村当局にはより一層健全な運営を期待したい。◎今、国は市町村合併、三位一体の改革と地方分権を推進し、村と取り巻く環境は日まぐろしく変化し、ますます厳しさを増している。今が正念場であり、今後の村の自治の確立と村の税財源の確立を国や県に対して強く働きかけ、小さな村であるからこそできる、元氣ある活力に溢れる村づくりを村民一丸となつて行うことが大切であると思ふ。(登喜夫記)